

事業主の皆さんへ

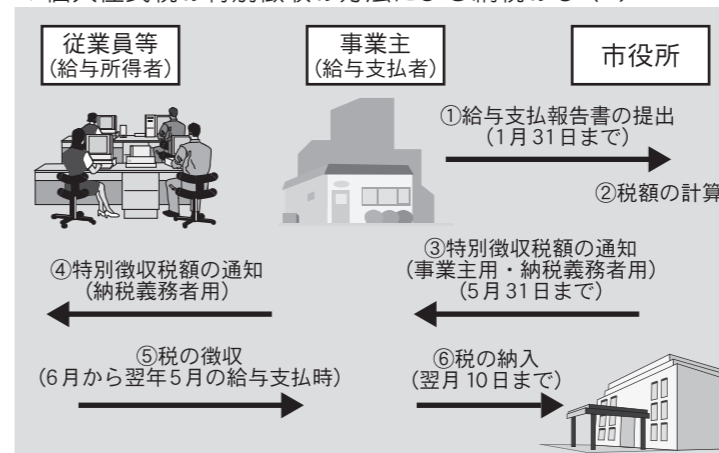
問い合わせは：税務課(☎0978-62-3131)

個人住民税の特別徴収適正実施について

杵築市他県内全市町村と大分県は、平成26年度までに個人住民税(市県民税)の特別徴収対象事業者の指定を適正に実施します。

まだ給与所得にかかる個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主は、特別徴収に切り替えていただきますようお願いいたします。
※切り替え方法は下記Q&A2をご参照ください。

▼個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



給与からの特別徴収とは？

●特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員(給与所得者)に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きして納入していただく制度です。●所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法律・条例により、個人住民税の特別徴収を行う義務があります。(地方税法第321条の4)

特別徴収に関するQ&A

Q1. 今までしていなかったのに、なぜ特別徴収にしないといけないのですか？
A1. 個人住民税の特別徴収は従来から地方税法等で規定されていましたが、完全には実施されていない状況でした。

今後、従業員(給与所得者)の納税の利便性を向上させる制度として完全実施に取り組みますので、ご理解とご協力をお願いします。
なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回(毎月)の納期を年2回とする制度もあります。
Q2. 新たに特別徴収にするためにはどうすればよいのですか？

A2. 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書(総括表)」の特別徴収の欄に該当人数を記入のうえ、従業員がお住まいの市町村に提出してください。5月中に杵築市他当該市町村から特別徴収税額を通知します。通知のあった税額を徴収し納入してください。所得税のように税額を計算する必要はありません。
このほか、年の途中で退職・採用があった場合でも、簡単に手続きができます。詳しくは税務課までお問い合わせください。(杵築市ウェブサイトに掲載しています)

11月と12月は、『滞納整理強化月間』

滞納市税を「掃」します

市税は、福祉や教育・道路整備をはじめ市民の皆さんが安心して生活できる環境づくりのための重要な財源です。充実した行政サービスが行われるよう市税の納期限内納付にご協力をお願いします。決められた納期限内に市税を納めないでいると滞納処分を受けることになります。税負担の公平性を確保するため、悪質な滞納者には、差押えなどの滞納処分を強化していきます。

【口座振替が安心です】
口座振替をすると自動的に納付されますので納め忘れがありません。申込み手続きは、各金融機関・税務課窓口へ①預貯金通帳②金融機関(通帳)届出印をお持ちください。
【利用できる金融機関】
大分銀行、豊和銀行、大分県信用組合、大分県農業協同組合、ゆうちょ銀行

＋税金を滞納すると
税金を滞納すると、本来の税金のほかに「督促手数料」・「延滞金」を納めることになるほか、滞納処分による強制的な税金の徴収を受ける場合があります。滞納処分は法律で定められており、本人の意思にかかわらず執行されます。

＋滞納処分とは
納税者の公平性を保つため、滞納している人の財産(不動産、預貯金、給与など)の差押え、さらに差し押さえた財産を売却するなどします。

＋納税相談の実施
納期限内に納付が困難な人の相談をお受けします。

＋夜間・休日における徴収の強化
期間中は、必要に応じ夜間や休日に、税務課職員が戸別訪問や電話等により、納税の指導・催告を行います。

問い合わせ先・税務課(☎0978-62-3131)

Info File 01 ●問い合わせ
杵築市役所 市民課
TEL0978-62-3131

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料の全額が、所得税及び住民税の申告において社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除を受けるためには、**納付したことを証明する書類の添付**が義務付けられています。

そのため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人には、11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、来年の2月上旬に届きます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合もご自分の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに届いた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている連絡先にお問い合わせください。

人権擁護委員(再任・新任)のお知らせ

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とし法務大臣から委嘱されます。杵築市では、11名の委員が活動しています。このたび下記の4名が委嘱(再任・新任)されたのでお知らせします。

- 【再任】 麻生 和生さん(杵築・大内)
- 【再任】 片山 吉江さん(大田・俣水)
- 【新任】 小岳 和久さん(山香・日指)
- 【新任】 平松 厚子さん(山香・立石)

【問い合わせ】
大分地方方法務局杵築市局(☎0978-62-2271)

Info File 02 ●問い合わせ
杵築市役所 福祉対策課 障害福祉係
TEL0977-75-2405

軽度・中度聴覚障がい児を対象とした補聴器購入経費等が助成されます

早期からの言語発達やコミュニケーション能力の向上のため、公的助成を受けられない18歳未満の軽度・中度聴覚障がい児を対象とした補聴器購入経費等の一部が助成されます。

【助成対象者】

次の①～③の全てを満たす18歳未満の軽度・中度聴覚障がい児

- ①杵築市内に住所を有している人
- ②両耳の聴力レベルが30db以上で、法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならない人
- ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断された人

※本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の額が46万円以上の人がいる場合は対象外です

【助成内容】

次の対象経費の3分の2を助成します。

- ・新たに補聴器を購入する経費
- ・補聴器の修理に要する経費
- ・耐用年数経過後に補聴器を更新する経費

Info File 03 ●問い合わせ
杵築市役所 子育て・健康推進課
TEL0977-75-2408

児童扶養手当・特別児童扶養手当の金額が改正されました

平成25年10月分から、児童扶養手当・特別児童手当の額が次のとおり改訂されました。

【児童扶養手当】

- 全部支給額(月額)・・・41,140円
- 一部支給額(月額)・・・41,130円～9,710円

【特別児童扶養手当】

- 1級(月額)・・・50,050円
- 2級(月額)・・・33,330円

※特例額における児童扶養手当等の手当額の特例水準(1.7%)について平成25年度から平成27年度まで3年間で解消することとしており、平成25年度は10月から児童扶養手当等の手当額が0.7%引き下げられます。